

## 令和7年度薬価改定について

2025年1月15日の厚生労働省中央社会保険医療協議会において、令和7年度薬価改定の内容が承認されました。

本号では、その内容について一部紹介します。

## Topic解説

## 令和7年度薬価改定の概要

国民負担の軽減はもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、対象となるのは平均乖離率5.2%（令和6年度薬価調査）を基準として医薬品のカテゴリ別に行われます。（表1参照）

なお、令和6年度薬価調査において、取引が確認されなかった品目については、類似する品目の乖離率等に基づき改定の対象か否か判定されますが、昨年10月以降に薬価収載された品目は改定対象となりません。

また、安定供給確保が特に求められる医薬品に対する不採算品再算定の臨時・特例的な適用、最低薬価の引き上げ、後発品等の価格帯集約なども実施されます。

※1 対象品目数

表1 診療報酬改定がない年に行われる薬価改定の対象について

	令和3年度	令和5年度	令和7年度
平均乖離率	8.0%	7.0%	5.2%
薬剤費削減額	非開示	3,100億円	2,466億円
薬価改定対象範囲	5.0%超 (平均乖離率の0.625倍)	4.375%超 (平均乖離率の0.625倍)	カテゴリ別

新薬	新薬創出等加算対象品目 (約60品目※1)	5.2%超 (平均乖離率の1.0倍)
	新薬創出等加算対象外品目 (約1,000品目※1)	3.9%超 (平均乖離率の0.75倍)
	長期収載品 (約1,500品目※1)	2.6%超 (平均乖離率の0.5倍)
	後発品 (約5,860品目※1)	5.2%超 (平均乖離率の1.0倍)
	その他 (約900品目※1)	5.2%超 (平均乖離率の1.0倍)

## 不採算品再算定の臨時・特例的な適用

以下に該当する品目について不採算品再算定が臨時・特例的に適用されます。

- 安定確保医薬品のカテゴリA及びB
- 基礎的医薬品とされたものと組成及び剤形区分が同一である品目
- 感染症法に基づく平時からの報告徴収を求めている解熱鎮痛薬・止血剤（表2参照）
- 厚生労働大臣が増産要請※2を行った品目（表3参照）

※2 2023年10月18日、同年11月7日 感染症対症療法薬等の安定供給に向けた大臣要請

1～3. は令和5年、6年度薬価改定において不採算品再算定を受けた品目を除いた組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬の市場実勢価格の薬価に対する乖離率平均が全ての既収載品の平均乖離率を超えない品目であることとされています。

表2 解熱鎮痛薬・止血剤の該当品目

アセトアミノフェン  
イブプロフェン  
ロキソプロフェンナトリウム  
トラネキサム酸

表3 大臣要請品目

L-カルボシステイン  
ジメモルファンリン酸塩  
アンブロキシソール塩酸塩  
プロムヘキシソール塩酸塩  
デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物  
エフェドリン塩酸塩  
クロフェダノール塩酸塩  
チベピジンヒベンズ酸塩  
鎮咳配合剤  
ジプロフィリン・ジヒドロコデイン配合剤  
コデインリン酸塩水和物  
ジヒドロコデインリン酸塩  
エブラジノン塩酸塩

# Topic解説

## 最低薬価の引き上げについて

剤形ごとにかかる最低限の供給コストを確保するため成分に関係なく剤形ごとに設定されていますが、薬価算定基準が明文化された2000年以降、消費税率変更に伴う引き上げ以外に最低薬価の引き上げは実施されていませんでした。昨今の物価上昇、賃金上昇に対応する観点から最低薬価が引き上げられます。(表4参照)

なお、令和7年3月31日における薬価が最低薬価を下回る既収載品(いわゆる「みなし最低薬価品目」)については、各区分ごとの引き上げ割合に準じた対応が行われます。

また、みなし最低薬価品目のうち、組成及び剤形区分が同一である類似薬の市場実勢価格の薬価に対する乖離率が全ての既収載品の平均乖離率を超えないものについては、最低薬価もしくは改定前薬価の2倍のうち、低い額となります。

表4 改定前、改定後の最低薬価

区分		日本薬局方収載品		その他の医薬品	
		改定前	改定後	改定前	改定後
錠剤	1錠	10.10円	<b>10.40円</b>	5.90円	<b>6.10円</b>
カプセル剤	1カプセル	10.10円	<b>10.40円</b>	5.90円	<b>6.10円</b>
丸剤	1個	10.10円	<b>10.40円</b>	5.90円	<b>6.10円</b>
散剤(細粒剤を含む)	1g <sup>※1</sup>	7.50円	<b>7.70円</b>	6.50円	<b>6.70円</b>
顆粒剤	1g <sup>※1</sup>	7.50円	<b>7.70円</b>	6.50円	<b>6.70円</b>
末剤	1g <sup>※1</sup>	7.50円	<b>7.70円</b>	6.50円	<b>6.70円</b>
注射剤	100mL未満 1管又は1瓶	97円	<b>100円</b>	59円	<b>61円</b>
	100mL以上500mL未満 1管又は1瓶	115円	<b>119円</b>	70円	<b>72円</b>
	500mL以上 1管又は1瓶	152円	<b>157円</b>	93円	<b>96円</b>
坐剤	1個	20.30円	<b>20.90円</b>	20.30円	<b>20.90円</b>
点眼剤	5mL1瓶	89.60円	<b>92.50円</b>	88.80円	<b>91.60円</b>
	1mL	17.90円	<b>18.50円</b>	17.90円	<b>18.50円</b>
内用液剤、シロップ剤 (小児への適応があるものを除く。)	1日薬価	9.80円	<b>10.10円</b>	6.70円	<b>6.90円</b>
内用液剤、シロップ剤 (小児への適応があるものを除く。)	1mL <sup>※2</sup>	10.20円	<b>10.50円</b>	6.70円	<b>6.90円</b>
外用液剤 (外用殺菌消毒剤に限る。)	10mL <sup>※1</sup>	10.00円	<b>10.30円</b>	6.60円	<b>6.80円</b>
貼付剤	10g	8.60円	<b>8.90円</b>	8.60円	<b>8.90円</b>
	10cm×14cm以上 1枚	17.10円	<b>17.60円</b>	17.10円	<b>17.60円</b>
	その他1枚	12.30円	<b>12.70円</b>	12.30円	<b>12.70円</b>

※1 規格単位が10gの場合は10gと読み替える。※2 規格単位が10mLの場合は10mLと読み替える。

## 後発品の安定供給が確保できる企業の考え方について

後発品企業の安定供給体制を評価し、その結果を薬価制度で活用していますが、評価する指標に、少量多品目構造の適正化を評価するため新たな項目として、⑦「同一成分内でのシェアが3%以下の品目」(表5参照)が追加されます。

これにより、各企業はシェアを上げるか市場からの撤退を検討することとなり、結果的には少量多品目構造からの脱却に繋がると考えられます。一方で、自社の都合だけでなく、全体の販売状況も踏まえた取り組み姿勢が重要ではないでしょうか。

表5 少量多品目構造の適正化を評価する指標

評価の指標	参照元	評価方法
3. 製造販売する後発品の供給実績		
⑦ 製造販売業者が製造販売する後発品について、同一成分内でのシェアが3%以下の品目	令和6年9月薬価調査	製造販売業者ごとの既収載後発品について、同一成分、剤形区分、規格内でのシェアが3%以下の品目が、同社が製造販売するすべての品目に占める割合 0% : 0 pt 0~30%未満 : ▲1 pt 30~50%未満 : ▲3 pt 50~70%未満 : ▲5 pt 70%以上 : ▲7 pt

参考：厚生労働省\_中央社会保険医療協議会 総会(第602回)(2025/01/15) 総-2、総-2参考 を基に作成 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_48696.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48696.html)



発行元：東和薬品株式会社

本資料は、情報提供を目的として、弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、弊社並びに弊社社員の見解及び意見を表明するものではありません。本資料に記載された情報は資料作成時点のものであり、将来予告なく変わることがあります。

DC-0005292